

公文書開示請求訴訟に係る判決について

1 公文書開示請求訴訟に係る判決内容

町民2名から提訴のあった寿都町（処分行政庁 寿都町議会）を被告とした令和3年5月12日付、事件番号 令和3年（行ウ）第1号処分取消等請求事件（公文書開示請求）に係る訴訟について、令和4年3月29日に函館地方裁判所において下記のとおり判決がありました。

【判決の主文】

- （1）処分行政庁が、令和2年10月6日に原告Aに対してした公文書非開示決定を取り消す。
- （2）処分行政庁が、令和2年11月24日に原告Bに対してした公文書非開示決定のうち、別紙1文書目録記載2の文書に係る部分を取り消す。
- （3）原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- （4）訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

注）原告2名の方については、原告A、原告Bとして記載しております。

（別紙1）

文書目録

- 1 令和2年2月から同年8月までに行われた被告議会の全員協議会の配布資料、議事録及び録音資料の全て
- 2 平成31年1月から令和2年11月までに行われた被告議会の全員協議会の配付資料、議事録及び録音資料の全て

2 町議会議長のコメント

上記判決を受けて、当議会として全て主張した結果の判決であることから、その結果を真摯に受け止め、控訴しないことといたしました。

なお、今後は「町情報公開条例」に基づき、その内容に即してしっかり判断し対応してまいります。

令和4年4月8日

寿都町議会議長 小 西 正 尚